

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は障がい事由とする年金たる給付を現に受けている者（以下「障がい者等」という。）を通所させることにより、障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するため只見町地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）を実施し、障がい者等の地域生活支援と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、只見町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を社会福祉法人及び非営利特定法人（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、障がい者等で次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要な者
- (2) 感染性疾患を有する者
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) その他町長が不相当と認めた者

2 障がい者等に該当しない者で、町長が特に適当と認め、前項各号のいずれにも該当しない者。

(事業の内容)

第4条 事業者は、障がい者等が地域生活を営むために、次に掲げる活動の実践及び機会の提供を行うものとする。

- (1) 創作的活動
- (2) 生産活動
- (3) 社会交流
- (4) 生活の支援に関する助言

(事業の運営基準)

第5条 事業の実施主体又は事業者は、別表に規定する運営基準を遵守しなければならない。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、地域活動支援センター利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、勘案事項整理表（様式第2号）を作成するとともに、利用の可否を決定し、地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び中止)

第8条 事業を利用する障がい者等又はその保護者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、事業者はその旨を連絡するとともに、地域活動支援センター事業利用変更（中止）届出書（様式第4号）により、町長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき
- (2) 事業の利用を中止しようとするとき

(利用者の負担)

第9条 サービス提供に伴う次に定める費用については利用者負担とし、直接事業者に支払うものとする。

- (1) 食費
- (2) 創作的活動における材料費
- (3) レクリエーション等における交通費
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(費用の支弁)

第10条 事業に要する経費については、予算の範囲内において町が支弁する。

(報告等)

第11条 町長は、事業の適切かつ積極的な運営を確保するため、必要に応じて、事業者から報告を求め、又は事業の実施状況の調査を行うことができる。

2 町長は、前項の報告又は調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は事業の委託を取り消すことができる。

(遵守事項)

第12条 事業者及びその従業者は、当該事業に関し業務上知り得た利用者の情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 事業者は、事業者及び従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(書類の保存)

第13条 事業者は、次に掲げる書類を整備し5年間保存しなければならない。

- (1) 事業利用状況表（様式第5号）
- (2) 地域活動支援センター事業利用者台帳（様式第6号）
- (3) 月別利用状況台帳（様式第7号）
- (4) 会計関係書類

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。